



函館市監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、特定非営利活動法人ワーカーズコープ苗を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月13日

函館市監査委員	渡	辺	宏	身
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	北	原	善	通
函館市監査委員	茂	木		修



平成26年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成25年度において、函館市から函館市亀田福祉センターの指定管理者に指定された特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜における函館市亀田福祉センター管理業務に係る出納，その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年9月2日から平成26年11月6日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記公の施設の管理業務に関する出納および業務の執行状況等，これらの事務が適正に執行されているかについて，当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに，関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の指定管理者監査の結果，対象となった事務は，概ね適正に執行されていたと認められたが，指定管理者は，一部の自主事業において，市の承認を受けるべきところ承認を受けずに事業を実施し，また，市も承認手続きについて失念していたことから，今後，事業の実施にあたっては，適切な事務の執行を図られたい。

また，利用料金制度は利用料金収入が指定管理者に帰属し，減免行為等は指定管理者があらかじめ市の承認を受けて定めることができるものであるが，公の施設の運営にあたって，市は公平・公正の観点から疑義が生じぬよう，指定管理者に対し明確な判断基準による取り扱いを指導することが望ましいと考えることから，減免および還付基準においては「その他特別な理由によりセンターが必要と認める場合」という基準を，より具体的な項目に改めて記載するべきと思料する。